

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

## 入札案件概要書（一般委託）

契約番号：7619

件 名	自家用電気工作物保守点検業務（北部）	
履行場所	海老名市東柏ヶ谷二丁目 14 番 12 号ほか 4 地内	
期 間	令和 7 年 7 月 1 日 ~ 令和 10 年 6 月 30 日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○長期継続契約 ○入札は期間全体の税抜金額	
予定価格	5,141,400 円 (税込)	4,674,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。  契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の 15%以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可  契約保証 契約金額の 30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参 加 条 件	営業種目	450 電気通信設備保守管理委託
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第 2 区分 第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○管理技術者として、電気主任技術者を配置すること。
	落札数制限	あり (第 1 区分及び第 2 区分の同日開札の一般委託で、2 件まで)
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 ファイルは一つにまとめてください。 ○「配置技術者等の資格・実績等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・配置技術者の資格及び 3 カ月以上の雇用を確認できる書類(雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し) ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (3箇所) にマスキング(黒塗り)をして提出してください。	
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)	開札後、落札候補者は次の書類を FAX で提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。) (本概要書添付の内訳書を使用してください) ○内訳書	

○年度別支払金額内訳書

○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類（雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し）

## 自家用電気工作物保守点検業務（北部）仕様書

発注者（以下、「甲」という。）と受注者（以下、「乙」という。）との間における、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の業務内容は、次のとおりとする。なお、本仕様書の履行細目は、別に定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規程に基づくものとする。

### 第1条（契約対象自家用電気工作物の概要）

(1) 事業場の名称	海老名市立柏ヶ谷コミュニティセンター
ア 事業場の所在地	神奈川県海老名市東柏ヶ谷二丁目14番12号
イ 需要設備	
(ア) 受電電圧	6,600 ボルト
(イ) 設備容量	120 キロボルトアンペア
(ウ) 非常用予備発電装置	
a 発電機定格出力	24 キロワット（単相）
b 発電機定格電圧	100/200 ボルト
c 原動機の種類	ディーゼル エンジン
(2) 事業場の名称	海老名市立大谷コミュニティセンター
ア 事業場の所在地	神奈川県海老名市大谷南四丁目21番1号
イ 需要設備	
(ア) 受電電圧	6,600 ボルト
(イ) 設備容量	150 キロボルトアンペア
(ウ) 非常用予備発電装置	
a 発電機定格出力	24 キロワット（単相）
b 発電機定格電圧	100/200 ボルト
c 原動機の種類	ディーゼル エンジン
(3) 事業場の名称	海老名市立中新田コミュニティセンター
ア 事業場の所在地	神奈川県海老名市中新田二丁目16番14号
イ 需要設備	
(ア) 受電電圧	6,600 ボルト
(イ) 設備容量	70 キロボルトアンペア
(ウ) 非常用予備発電装置	
a 発電機定格出力	24 キロワット（単相）
b 発電機定格電圧	100/200 ボルト
c 原動機の種類	ディーゼル エンジン

(4) 事業場の名称	海老名市立上今泉コミュニティセンター	
ア 事業場の所在地	神奈川県海老名市上今泉一丁目 5 番 32 号	
イ 需要設備		
(ア) 受電電圧	6,600	ボルト
(イ) 設備容量	80 キロボルトアンペア	
(ウ) 非常用予備発電装置		
a 発電機定格出力	24 キロワット (単相)	
b 発電機定格電圧	100/200 ボルト	
c 原動機の種類	ディーゼル エンジン	
(5) 事業場の名称	海老名市立国分コミュニティセンター	
ア 事業場の所在地	神奈川県海老名市国分南四丁目 14 番 1 号	
イ 需要設備		
(ア) 受電電圧	6,600	ボルト
(イ) 設備容量	150 キロボルトアンペア	
(ウ) 非常用予備発電装置		
a 発電機定格出力	24 キロワット (単相)	
b 発電機定格電圧	100/200 ボルト	
c 原動機の種類	ディーゼル エンジン	

## 第2条 (管理業務の内容)

乙が実施する保安管理業務及びこれに伴い甲が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとする。

- (1) 甲は、第1条の事業場について乙の保安管理業務を実施する者（個人事業者の場合は「電気管理技術者」、法人の場合は「保安業務担当者」という。以下、同じ。）と面接等を行い、その者が契約時に提出された書面に明記された本人であることを確認すること。
- (2) 乙の電気管理技術者又は保安業務担当者は、甲の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、甲に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約時に提出された書面に明記された電気管理技術者又は保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- (3) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (4) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- (5) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。

(6) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を甲に報告すること。また経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。

甲は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

(7) 乙は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは電力供給会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電禁止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、乙は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様な事故・故障の再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要ある場合は、甲に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

(8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 甲は、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する電気工作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認を行うこと。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行うものとする。このほか、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとする。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のア～オのいずれかに該当する自家用電気工作物

- ア 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- イ 消防法の規定に基づき、消防設備士免状を有する者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- ウ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機器
- エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次のア～オのいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

- ア 立入に危険を伴う場所
- イ 情報管理のため立入が制限される場所
- ウ 衛生管理のため立入が制限される場所
- エ 機密管理のため立入が制限される場所
- オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(3) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとする。

### 第3条（点検の頻度及び点検項目）

第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。

- (1) 月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- (2) 年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- (3) 臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生するおそれがあると判断したときに点検を実施するものである。
- (4) 点検回数はア～ウのとおりとする。

ア 月次点検	毎月1回
イ 年次点検	毎年1回
ウ 臨時点検	必要な都度
- (5) 臨時点検は回数に関わらず、原則、本業務に含むものとする。
- (6) 年次点検の日程は、鍵の受け渡し等について事前に協議し、業務に支障がないよう施設利用時間外に実施するものとする。
- (7) 契約期間内に閉館を伴い、大規模改修工事を実施する施設については、別途協議するものとする。

【需要設備】

項目 対象設備等	月次点検	年次点検
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等	電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	
<受・配電設備>	<測定項目>	
<接地工事> 接地線、保護管等	電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 及び保護継電器と遮断器の連動動作試験 自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電地電圧測定	波数(回転数)の異常の有無 左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

- 2 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。
- 3 乙は、(1)の月次点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこと。
- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に乙は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこと。
  - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
  - (2) 警報発生時の記録を3年間保存する。
- 5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

#### 第4条（連絡責任者等）

甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故等がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、乙に変更の内容を通知するものとする。
- 4 甲は、必要に応じて連絡責任者又は代務者を乙が行う保安管理業に立ち会わせることとする。
- 5 甲は、需要設備が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として電気第1種工事士又はそれと同等以上の資格等を有する者をあてるものとする。

#### 第5条（甲及び乙の協力及び義務）

甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

- 2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

#### 第6条（保安業務担当者等の資格等）

保安業務担当者等の資格等については、次の(1)～(3)のとおりとする。

- (1) 乙は、保安業務担当者等として、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- (2) 乙は、病気その他やむを得ない場合、他の電気事業法施工規則に適合する者に、保安管理業務の代行又は一部を実施させることができるものとする。
- (3) 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させ

ることができるものとする。

**第7条（記録の保存）**

乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録は、甲乙双方において3年間保存するものとする。

**第8条（支払い方法）**

支払い方法は1か月ごととする。甲は、乙の当該月分の請求後30日以内に支払うものとする。

**第9条（環境配慮）**

乙は、本作業を行うにあたり、「海老名環境マネジメントシステム」を遵守するものとする。

## 自家用電気工作物（北部）設計額内訳

### 令和7年度

	施設名	期間	月次点検			年次点検			合計金額
			月数	月次点検	小計	年数	年次点検	小計	
1	柏ヶ谷コミュニティセンター	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで	9			1			
2	大谷コミュニティセンター	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで	9			1			
3	中新田コミュニティセンター	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで	9			1			
4	上今泉コミュニティセンター	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで	9			1			
5	国分コミュニティセンター	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで	9			1			
	計								
									消費税額
									総計

### 令和8年度

	施設名	期間	月次点検			年次点検			合計金額
			月数	月次点検	小計	年数	年次点検	小計	
1	柏ヶ谷コミュニティセンター	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12			1			
2	大谷コミュニティセンター	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12			1			
3	中新田コミュニティセンター	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12			1			
4	上今泉コミュニティセンター	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12			1			
5	国分コミュニティセンター	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12			1			
	計								
									消費税額
									総計

### 令和9年度

	施設名	期間	月次点検			年次点検			合計金額
			月数	月次点検	小計	年数	年次点検	小計	
1	柏ヶ谷コミュニティセンター	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	12			1			
2	大谷コミュニティセンター	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	12			1			
3	中新田コミュニティセンター	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	12			1			
4	上今泉コミュニティセンター	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	12			1			
5	国分コミュニティセンター	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	12			1			
	計								
									消費税額
									総計

### 令和10年度

	施設名	期間	月次点検			年次点検			合計金額
			月数	月次点検	小計	年数	年次点検	小計	
1	柏ヶ谷コミュニティセンター	令和10年4月1日から令和10年6月30日まで	3			0			
2	大谷コミュニティセンター	令和10年4月1日から令和10年6月30日まで	3			0			
3	中新田コミュニティセンター	令和10年4月1日から令和10年6月30日まで	3			0			
4	上今泉コミュニティセンター	令和10年4月1日から令和10年6月30日まで	3			0			
5	国分コミュニティセンター	令和10年4月1日から令和10年6月30日まで	3			0			
	計					0			
									消費税額
									総計

令和7年度	
令和8年度	
令和9年度	
令和10年度	
小計	
消費税	
合計	

## 年度別支払金額内訳書

件名	自家用電気工作物保守点検業務（北部）
契約金額（総額） ※税込で記載	
履行期間	令和7年7月1日から令和10年6月30日

### 契約金支払内訳書

令和7年度 小計	(税込)
----------	------

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和7年 7月分		
令和7年 8月分		
令和7年 9月分		
令和7年 10月分		
令和7年 11月分		
令和7年 12月分		
令和8年 1月分		
令和8年 2月分		
令和8年 3月分		

## 年度別支払金額内訳書

件名	自家用電気工作物保守点検業務（北部）
契約金額（総額） ※税込で記載	
履行期間	令和7年7月1日から令和10年6月30日

### 契約金支払内訳書

令和8年度 小計	(税込)
----------	------

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和8年 4月分		
令和8年 5月分		
令和8年 6月分		
令和8年 7月分		
令和8年 8月分		
令和8年 9月分		
令和8年 10月分		
令和8年 11月分		
令和8年 12月分		
令和9年 1月分		
令和9年 2月分		
令和9年 3月分		

## 年度別支払金額内訳書

件名	自家用電気工作物保守点検業務（北部）
契約金額（総額） ※税込で記載	
履行期間	令和7年7月1日から令和10年6月30日

### 契約金支払内訳書

令和9年度 小計	(税込)
----------	------

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和9年 4月分		
令和9年 5月分		
令和9年 6月分		
令和9年 7月分		
令和9年 8月分		
令和9年 9月分		
令和9年 10月分		
令和9年 11月分		
令和9年 12月分		
令和10年 1月分		
令和10年 2月分		
令和10年 3月分		

## 年度別支払金額内訳書

件名	自家用電気工作物保守点検業務（北部）
契約金額（総額） ※税込で記載	
履行期間	令和7年7月1日から令和10年6月30日

## 契約金支払内訳書

令和10年度 小計 (税込)

## 電気事業法

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備（経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいう。以下この項、第百六条第七項及び第百七条第五項において同じ。）以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

～（略）～

- 2 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。
- 3 この法律において「小規模事業用電気工作物」とは、事業用電気工作物のうち、次に掲げる電気工作物であつて、構内に設置するものをいう。ただし、第一項ただし書に規定するものを除く。
  - 一 小規模発電設備であつて、次のいずれにも該当するもの
    - イ 出力が第一項第二号イの経済産業省令で定める出力以上のものであること。
    - ロ 低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないものであること。
  - 二 前号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの
- 4 この法律において「自家用電気工作物」とは、次に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。
  - 一 一般送配電事業
  - 二 送電事業
  - 三 配電事業
  - 四 特定送配電事業
- 五 発電事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの

（保安規程）

第四十二条 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。以下この款において同じ。）を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十一条第一項又は第五十二条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

- 2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。

## ○海老名市電気保安規程

平成 13 年 7 月 13 日

訓令第 2 号

### 海老名市電気保安規程

#### (趣旨)

第 1 条 この訓令は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づき、本市が管理する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用の保安に関し、必要な事項を定める。

#### (適用範囲等)

第 2 条 この訓令は、海老名市庁舎、市の出先機関及び公立小中学校（以下「事業場」という。）とその敷地に係る自家用電気工作物に適用する。

#### (用語の意義)

第 3 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気主任技術者 法第 43 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、市長が選任した者をいう。
- (2) 電気管理技術者 電気事業法施行規則（平成 7 年通産省令第 77 号）第 52 条第 2 項の規定に基づき、市長が委託した者をいう。
- (3) 管理者 事業場の管理担当課等で、電気主任技術者又は電気管理技術者（以下「電気技術者」という。）を管理する職にある者をいう。
- (4) 職員 事業場に勤務する職員をいう。

#### (保安業務の管理等)

第 4 条 市長は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を総括管理し、管理者は、保安業務の円滑遂行のため電気技術者を指揮監督する。

#### (電気技術者の職務)

第 5 条 電気技術者は、次の職務を担当する。

(1) 電気工作物の保安に関する書類（法令に基づくもの）の作成に参画すること。

(2) 関係官公庁が行う法令に基づく電気工作物の検査に立ち会うこと。

(3) 電気工作物に係る保安教育に関するここと。

(4) 電気工作物の工事、保守及び運転操作に関するここと。

(5) 電気工作物の災害対策に関するここと。

(6) 電気保安業務の記録に関するここと。

(7) 電気保安用具及び電気保安業務に係る書類の整備に関するここと。

2 電気技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

(設置者等の義務)

第6条 市長及び管理者は、管理監督する電気工作物に係る保安上必要な事項を決定し、又は実施しようとするときは、事業場の電気技術者に意見を求めるものとし、当該意見を尊重しなければならない。

(管理者の義務)

第7条 管理者は、電気技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その職務を代務するもの（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 管理者は、事業場の保安の監督に係る業務については電気技術者と連絡する者（以下「連絡責任者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

3 管理者は、連絡責任者を変更した場合は、直ちに電気技術者に通知するものとする。

4 管理者は、連絡責任者を原則として電気技術者の業務に立ち会わせるものとする。

5 管理者は、所轄官庁が法令に基づいて行う検査に電気技術者を立ち会わせるものとする。

(職員の義務)

第8条 職員は、電気工作物の工事、維持、又は運用に従事する際は、電気技術者がその事業場の保安のためにする指示に従わなければならない。

(代務者)

第9条 代務者は、電気技術者の不在時に電気技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

(保安業務の委託)

第10条 市長は、委託事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務については、電気技術者との契約によって定めるものとする。

2 委託事業場の不選任承認申請は、契約に基づいて電気技術者が行うものとする。

(保安教育及び訓練)

第11条 電気技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する職員に対し、電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育を計画的に行うものとし、また災害その他の電気事故が発生したときの処置について必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

(工事計画)

第12条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替及び廃止をいう。）の工事計画を立案する職員は、その保安に関し電気技術者の意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気技術者は、電気工作物の工事の実施に当たっては工事の監督を行い、完成した場合は竣工検査を行い、保安上支障のないことを確認するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

(巡視等)

第14条 電気技術者は、電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定を別表の基準に従って実施するものとする。

(技術基準の維持等)

第15条 電気技術者は、巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合

しない事項が判明したときは、当該電気工作物の修理、改造、移設、その使用の一時停止又は制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第16条 電気技術者は、事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないように措置するものとする。

(電気技術者の定める事項)

第17条 電気技術者は、次の各号に掲げる事項について、定めておかなければならぬ。

- (1) 平常時及び異常時における電気工作物の運転又は操作方法
- (2) 事故その他異常が発生した場合の応急措置及び連絡系統
- (3) 電気事業者との連絡方法

2 前項に規定した事項は、受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならぬ。

(臨時電気使用等)

第18条 行事、催物、工事等で臨時に事業場で電気を使用する者（仮設用電気を引き込む場合を含む。）は、電気技術者の審査を受けた後に、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、新たに電気を使用する備品等を購入し、更新し、又は借用して設置するときは、現状設備で使用可能であるかを電気技術者に審査させなければならない。

3 管理者は、前項の場合において電気技術者が現状設備で使用不能と判断したときは、設備を改修し、再度電気技術者の審査を受けて使用可能と判断した場合のか、設置を許可してはならない。

(防災体制)

第19条 管理者は、非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保す

るために適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

2 電気技術者、代務者及び連絡責任者は、非常時において、第4条の規定にかかわらず、受電の停止又は電気工作物の使用の停止若しくは使用の制限をすることができる。

(記録)

第20条 電気技術者は、次の各号に掲げる記録をとらなければならない。

- (1) 巡視、点検及び測定の記録
- (2) 受電設備測定の記録
- (3) 補修工事及び主要電気機器補修の記録
- (4) 電気事故の記録
- (5) その他必要な記録

2 巡視、点検、測定記録書類は3年間保存し、主要電気機器等の補修記録は必要な期間保存するものとする。

(責任分界点)

第21条 電気事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく責任分界点とする。

(器具類の整備)

第22条 電気技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類について整備し、これを適正に保管しなければならない。

(危険の表示等)

第23条 電気技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所には、取扱者以外の者が立ち入らないように、出入口に施錠装置及び立入禁止表示を設けるものとする。

(手続書類等の整備)

第24条 電気技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければならない。

(委任)

第25条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

別表（第14条関係）

### 点検基準

項目			日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			測定		
対象	No.	周 期	点検箇所、部 位	No.	周 期	点検箇所、部 位	No.	周 期	点検箇 所、部位	No.	周 期	測定項目		
受断 電路 設器 備	1	1 カ 月	受と刃の接 触、過熱、変 色、ゆるみ	1	1 年	受と刃の接 触、過熱、ゆ るみ、荒れ具 合				1	1 年	絶縁抵抗 測定		
	2	1 カ 月	汚損、異物付 着	2	1 年	フレ止め装置 の機能								
遮 断 器	1	1 カ 月	外観点検、汚 損、油洩れ、 きれつ、過 熱、発鎔、損 傷	1	1 年	各部の損傷、 腐食、過熱、 油量、発鎔、 変形、ゆるみ	1	3 年	遮断速度 測定（開 極投入時 間、最小 動作電圧 及び電流 の測定を 含む。）	1	1 年	絶縁抵抗 測定		
	2	1 カ 月	指示、点灯	2	1 年	操作具合、機 構点検				2	1 年	接地抵抗 測定		
	3	1 カ 月	その他必要事 項	3	1 年	付属装置の状 態				3	2 年	絶縁油耐 圧試験		
				4	1 年	油の汚れ、必 要によ				4	不	必要によ		

				年	要によりその特性調査				定期	り動作特
				5 1 年	接地線接続部点検					
母線				1 1 年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱			1 1 年	絶縁抵抗測定	
				2 1 年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ					
				3 1 年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ					
受電用変圧器	1 月	1 力	本体の外部点検、油洩れ、汚損、振動、音響、温度	1 1 年	各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、汚損、油量	1 5 年～10 年	内部について点検(コイル、接続部リード線、鉄心その他各部)	1 1 年	絶縁抵抗測定	
				2 1	接地線接続部			2 1	接地抵抗	

				年	点検				年	測定	
									3 2 年	絶縁油耐圧試験	
計器用変成器	1 1 カ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、音響、ヒューズの異常、その他必要事項	1 1 年	各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、ヒューズの異常	2 1 年	接地線接続部点検			1 1 年	絶縁抵抗測定	
避雷器	1 1 カ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1 1 年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常	2 1 年	接地線接続部点検			1 1 年	絶縁抵抗測定	
配電盤	1 1 カ月	計器の異常、表示灯の異常	1 1 年	裏面配線のじんあい、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線	1 2 年	各部の損傷、過熱、ゆるみ、断線、接触、脱落			1 1 年	絶縁抵抗測定	
									2 1 年	接地抵抗測定	
									3 1 年	保護継電器の動作特性	

	2	1	操作、切換開 閉器などの異 常、その他必 要事項	2	1	接地線接続部 点検	2	2	端子配線 符号	4	2	計器較 正、シーケンス試 験
電 力 用 コ ン デ ン サ ー	1	1	本体外部点 検、油洩れ、 汚損、音響、 振動	1	1	各部の損傷、 腐食				1	1	絶縁抵抗 測定
蓄 電 池	1	1	液面、沈殿 物、色相、極 板湾曲、隔離 板、端子のゆ るみ、損傷	1	1	木台、がいし の腐食、損 傷、耐酸塗料 のはくり	1	3	充電装置 の内部点 検	1	1	比重測定 月
	2	1		2	1	床面の腐食、 損傷	2	3	必要によ り対象を 定めて行 う。	2	1	液温測定 月
	2	1	表示電池の電 圧、比重、溫 度測定	3	1	充電装置の動 作状況				3	1	各電池の 電圧測定 月
配 断	1	1	受電設備用と	1	6	停止しないで			受電設備			受電設備

電路 設器	ヶ月	同じ	力月	損傷、変形、腐食、油量、発鑄、ゆるみ、過熱		用と同じ	用と同じ
備遮 断			2 6	その他必要事項、受電設備			
屋器			力月	用と同じ			
外開 電閉							
継器							
路類							
を配 含電 む用 。変 ) 圧 器			1 1 年	受電設備用と 同じ		受電設備 用と同じ	受電設備 用と同じ
電線 及び 支持物	1 力月 2 力月	電線の高さ及び他の工作物、樹木との距離 標識、保護さくの状況	1 1 年	電柱、腕木、がいし、支柱、保 護網などの損傷、腐食		1 1 年	絶縁抵抗 測定
ケーブル 一 ブ	1 力月	ヘッド、接続箱、分岐箱などの接続部の	1 1 年	ケーブル腐 食、きれつ、 損傷		1 1 年	絶縁抵抗 測定

ル			過熱、損傷、 腐食及びコン パウンド洩 れ、布設部の 無断掘さく、 標識他物との 離隔距離								
負電 荷動 設機 備そ の他 回転 機	1 日	1 月	運転者が音 響、回転、過 熱、異臭、給 油状況などに ついて注意す る。	1 力 月 年	3 温 度 各部の汚損、 ゆるみ、損 傷、伝達装置 の異常など外 部点検を行 う。		1 年	3 年	温度上昇 等を考慮 し内部分 解、点 検、コイ ル、軸 受、通風 付属装置 などの手 入れを行 う。	1 年	1 年
	2 力 月	1 年	整流子、刷 子、集電環点 検	3 年	1 年	制御装置点検	2 年	3 年	温度上昇 その他事 項を考慮 し回転子 引出掃除	2 年	1 年

								を行う。		
照 明 設 備	1 日	異音、汚損、 不点	1 年	照明効果、汚 損、損傷、音 響、温度、コ ンパウンド洩 れ				1 年	絶縁抵抗 測定	
配 線	1 カ 月	開閉器の点 検、湿気、じ んあい等に注 意	1 年	開閉器、機具 の接続				1 年 2 1 年	絶縁抵抗 測定 地絡各保 護装置の 動作	
非 常 用 機 予 備 係 發 電 裝 置	1 カ 月 2 カ 月 3 カ 月	燃料系統から の油洩れ及び 貯溜 機関の始動停 止 始動用空気タ ンクの圧力	1 年	機関主要部分 の分解点検	1 年	内燃機関 の分解点 検				
發 電 機 關 係		電動機その他 回転機と同じ		電動機その他 回転機と同じ		電動機そ の他回転 機と同じ	1 年 2 1 年 3 1 年	絶縁抵抗 測定 接地抵抗 測定 繼電器試 験		

# 配置技術者等の資格・実績等調書

認定番号 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

※同一開札日の案件において、配置技術者等の要件が同じで、同じ技術者で申請する場合は、  
技術者の添付書類は、最初の案件に1部添付で可とします。

※原則配置技術者の変更はできません。

入札案件名	(契約番号 )
配置技術者等の要件 ※入札案件概要書からその他の要件の内容を転記	

氏名	
資格等名称・番号等	
資格等発行機関	
雇用年月日	年 月 日
当該業務の経験年数	
従事実績の概要 ※参加条件として実績を指定していない場合は記入不要	
契約件名	
発注者	
契約金額	
履行期間	
業務内容ほか	
添付書類 ※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	<input type="checkbox"/> 資格等を確認できる書類 (必須)
	<input type="checkbox"/> 恒常的・継続的な雇用の確認できる書類 (必須) (原則として、健康保険被保険者証の写し)
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

担当者様

連絡先